

# **山口県子ども読書活動推進計画**

## **第4次計画**

**山口県教育委員会**

## 目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって	
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の期間	1
第2章 第3次計画における取組状況	
I 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	2
1 学校図書館法の改正等	2
2 学習指導要領の改訂等	2
3 情報通信手段の普及・多様化	3
II 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題	3
1 家庭における取組の現状及び成果と課題	3
2 地域における取組の現状及び成果と課題	6
3 学校における取組の現状及び成果と課題	9
第3章 基本方針	
I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進	12
II 子どもの読書活動を支える人材の育成	14
III 普及啓発活動	14
第4章 子どもの読書活動推進の方策	
I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進	15
1 家庭における取組	15
2 地域における取組	16
3 学校等における取組	19
II 子どもの読書活動を支える人材の育成	22
III 普及啓発活動	23
1 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発	23
2 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進	23
3 優れた取組に対する表彰	23

IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組	24
1 山口県子ども読書支援センターの役割	24
2 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進	24

## 第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

I 推進体制	26
1 県の推進体制	26
2 市町の推進体制	26
3 民間団体との連携・協力	26
II 財政上の措置	27
III 努力目標の設定	27

# 第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

## I 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、平成30年4月に第4次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

県においては、法第9条第1項に基づいて、2004（平成16）年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」【2004（平成16）年度～2007（平成19）年度】を策定して以降、5年毎に改定を行い、子どもの読書活動推進のための方策を示すとともに、施策を推進してきました。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参照の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、第4次計画を策定することにしました。

本計画は、今後5年間の山口県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。また、今後、市町が、法第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるものです。

## II 計画の期間

本計画は、国の新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「山口県教育振興基本計画」（2018年度～2022年度）とも整合を図り、2022年度までの5年間を計画期間とします。

## 第2章 第3次計画における取組状況

### I 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

#### 1 学校図書館法の改正等

2014（平成26）年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。

また、文部科学省においては、学校図書館の整備充実を図るため、「学校図書館ガイドライン」※や「学校司書のモデルカリキュラム」※が作成されました。

2012（平成24）年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」※に対する各公立図書館の対応等については、2016（平成28）年3月に「公立図書館の実態に関する調査研究」※の報告書が取りまとめられました。

#### 2 学習指導要領の改訂等

2017（平成29）年及び2018（平成30）年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

---

#### ※ 学校図書館ガイドライン

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、更なる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を文部科学省が示したもの。

#### ※ 学校司書のモデルカリキュラム

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」においてとりまとめられた「これからの中学校図書館の整備充実について（報告）」をもとに、学校司書の養成に当たる大学等において、授業科目の開講や履修証明プログラムの実施など、学校司書の養成のモデルカリキュラムとして文部科学省が定めたもの。

#### ※ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準。図書館の健全な発展に資することを目的とし、図書館は、この基準を踏まえ、法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### ※ 公立図書館の実態に関する調査研究

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「障害者差別解消法」への各図書館の対応や取組状況、「社会教育調査」で未調査の図書館の情報、各図書館での電子書籍サービスの状況を把握することを目的に行なわれる。アンケート調査と訪問調査を行っている。

### 3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。例えば、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によると、年々、児童生徒のスマートフォンの利用率が増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになっています。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。このことから、国においては、子どもを取り巻く情報環境の変化が読書環境に与える影響等について、実態把握や分析を行うこととしています。

#### 【児童生徒のスマートフォンの利用率】

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
小学生	17.1%	23.7%	27.0%	29.9%
中学生	41.9%	45.8%	51.7%	58.1%
高校生	90.7%	93.6%	94.8%	95.9%

（内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」）

## II 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題

本県では、第3次計画に基づき、家庭、地域、学校と連携・協力しながら、子どもの読書活動の推進のための取組を実施してきました。

第4次計画の策定に当たっては、第3次計画策定後の取組の成果と課題を検証することが重要です。そこで、第3次計画における家庭、地域、学校におけるそれぞれの主な取組の成果や課題を示します。

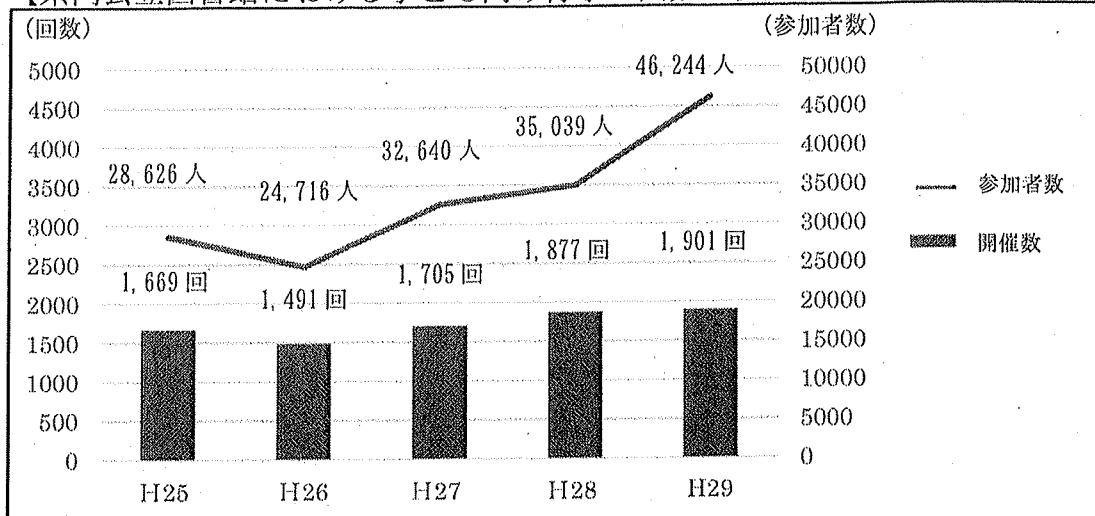
### 1 家庭における取組の現状及び成果と課題

#### 【現状及び成果】

##### ○子ども向け行事等への参加

- ・ 県内各地の公立図書館では、おはなし会などの子ども向け行事を年に約1,900回開催し、読書の重要性や楽しみについての理解の促進や親子で読書に親しむ機会の提供に努めており、2017（平成29）年度には4万6千人以上の参加者がありました。また、「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）における読書イベントの開催等を通じて社会的な気運の醸成に努めています。

### 【県内公立図書館における子ども向け行事の回数・参加者数】



(県立山口図書館調査)

- 図書館や書店が近くにない子どもと保護者に対して、公立図書館が移動図書館車を運行させて本の貸出を行うなど、本と出会い、読書に親しむ機会を提供しています。

#### ○ブックスタート\*による読み聞かせ等の実践

- 家庭での読書活動推進のためには、幼児期からの絵本の読み聞かせ等、親子で読書を楽しむことが大変重要です。本県では乳幼児健診などの機会を利用して、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡すブックスタートなどの取組が県内 19 市町のうち 17 市町で実施されており、読書に親しむきっかけづくりとなっています。
- 出産前に絵本を渡す「マタニティ・ブックスタート事業」\*に取り組んでいる市もあり、今後の広がりが期待されます。

#### \* ブックスタート

市町自治体が行う0歳児検診などの機会に、乳児と保護者が絵本を介して、心ふれ合う時間をもつきっかけとして、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

#### \* マタニティ・ブックスタート事業

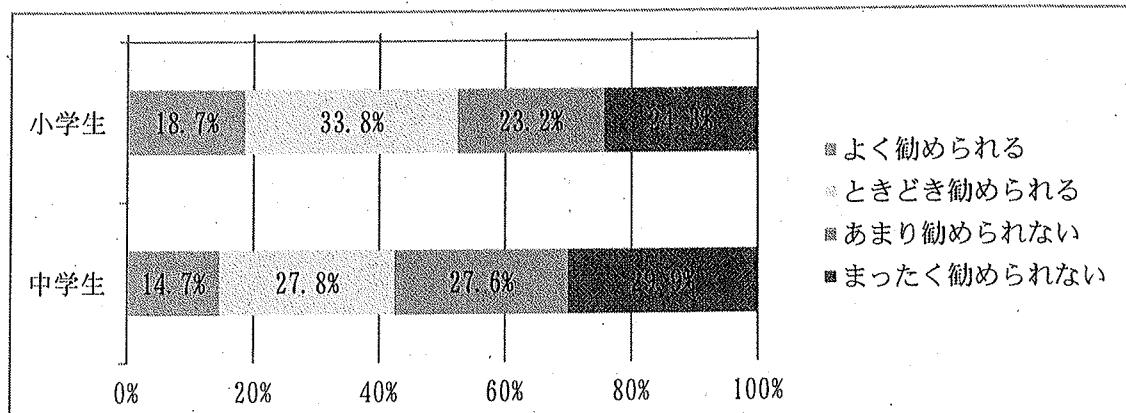
妊娠期から、胎児と母親、父親が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して、言葉と心を通わすひと時を応援する事業。

## 【課題】

### ○保護者への意識啓発と家庭における読書の実践

- 本県では、小学生の約5割、中学生の約6割が、保護者からあまり読書を勧められていません。幼い時期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要です。そのため、幼稚園や保育所、認定こども園※、学校、公立図書館等が連携しながら、保護者に読書の大切さを伝える取組が必要です。

## 【家庭での読書の勧め】



【2017(H29)年度 山口県教育委員会調査】

### ○家庭への情報提供

- 家庭への情報提供に当たっては、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解が促進されるよう、リーフレットやメディアの活用、イベント・講座の充実など、様々な手段により幅広く行う必要があります。

#### ※ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県から認定を受けることができる。

## 2 地域における取組の現状及び成果と課題

### 【現状及び成果】

#### ○市町の読書環境の整備

- ・ 県内 19 市町のうち、13 市で 47 館、5 町で 8 館、あわせて 18 市町で 55 館の図書館が整備されています（2013（平成 25）年度：17 市町 53 館）。児童書の貸出冊数も、2013（平成 25）年度の約 353 万冊から 2017（平成 29）年度は約 366 万冊に増加しています。
- ・ 移動図書館の運行回数は、2013（平成 25）年度の 1,839 回から 2017（平成 29）年度は 2,819 回と大幅に増加しており、図書館から遠い地域に住む子どもたちへ読書の機会が提供されています。

図書館を設置している全市町で、公立図書館から公民館への図書の団体貸出が実施されており、公民館図書室が地域の身近な読書施設として機能するための連携が図られています。

#### ○民間読書ボランティア団体の育成等

- ・ 公立図書館において、民間読書ボランティア団体の研修会を実施しています。また、民間読書ボランティア団体と連携・協力して、おはなし会等の行事を多数開催しています。
- ・ 2014（平成 26）年度～2017（平成 29）年度には、地域での子ども読書活動のネットワークづくりをめざして、県内 7 市で地域ネットワークフォーラム※を開催しました。公立図書館と地域の民間読書ボランティア団体が企画・運営を共にすることで、図書館と団体相互の交流が生まれ、図書館を中心とした子ども読書活動のネットワークが構築されつつあります。

#### ○山口県子ども読書支援センターの事業展開

- ・ 山口県子ども読書支援センター※は、県域の子ども読書活動の推進拠点として、各種研修会やおはなし会等の行事の開催、新刊児童書閲覧会、市町立図書館や学校などへの図書の団体貸出、メールマガジンやホームページによる情報提供などを行っています。

---

#### ※ 地域ネットワークフォーラム

地域における子どもの読書に関わる全ての人を対象としたフォーラム。開催地区的図書館を中心に民間読書ボランティア団体と連携・協力しながら実施。児童文学作家や児童サービスに関する専門家の講演の他、民間読書ボランティア団体の取組事例発表や情報交換会・交流会等も併せて実施した。（開催市：2014 年度：山陽小野田市、光市、2015 年度：下松市、萩市、2016 年度：宇部市、長門市、2017 年度：岩国市）。

#### ※ 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書推進計画（第1次）」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する組織として、2004（平成 16）年に県立山口図書館内に設置した。

【山口県子ども読書支援センター（県立山口図書館）の主な事業実績】

内 容	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
子どもの読書に関する研修の受講者数	388人	409人	419人	458人	461人
子どもの読書に関する講師等の派遣件数	31件	33件	42件	40件	34件
児童書貸出冊数	93,309冊	96,382冊	107,631冊	110,166冊	112,440冊
新刊児童書閲覧会参加人数	113人	99人	114人	118人	127人

(県立山口図書館調査)

○特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実

- ・ 2012（平成24）年に県立山口図書館内に整備したマルチメディアデイジーライブルームにおいて、マルチメディアデイジーブック※の貸出サービスや研修会の実施、活用のPR等を行っています。

マルチメディアデイジーブックの蔵書数は、2013（平成25）年度の1,360冊から2017（平成29）年度の1,948冊に増加するなど、継続的に充実を図っています。

また、公立図書館においても、民間ボランティア団体が作成した布の絵本※を活用するなどの取組が進められています。

【課題】

○市町の取組の促進

- ・ 県内19市町のうち、18市町において子ども読書活動推進計画が策定されていますが、計画期間の終了後、改定が行われていないものもあります。各地域の実情に応じた取組が進められるよう、計画の策定や改定を促していくことが必要です。

※ マルチメディアデイジーブック

視覚障害や学習障害などで読むことが困難な方のための、パソコン等により文字・音声・画像を同時に再生できる図書のこと。

※ 布の絵本

厚地の台布に、絵の部分をアップリケし、スナップやボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きしたもの。絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。

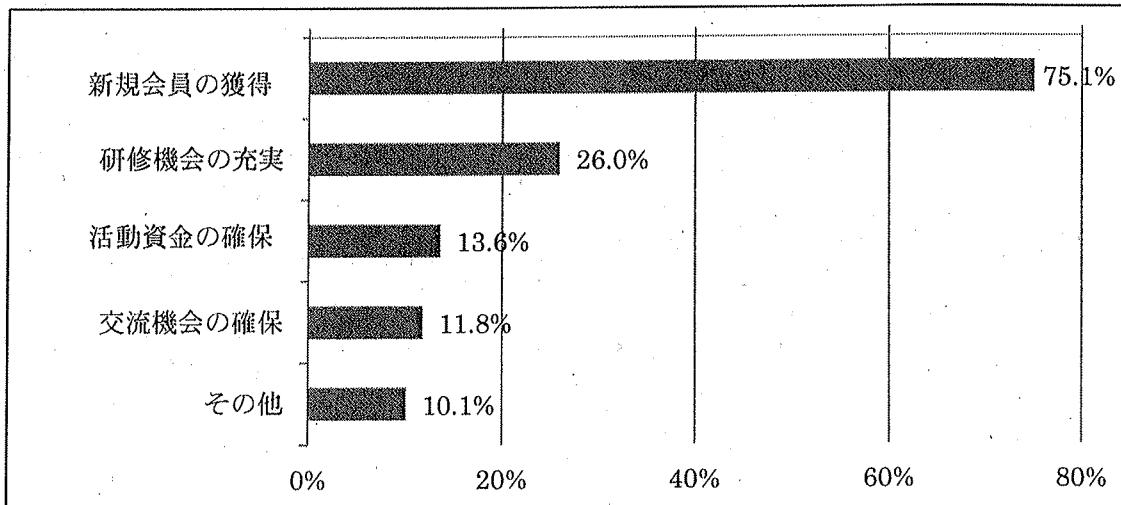
### ○公立図書館における児童サービスの充実

- ・ 公立図書館における児童サービス担当者がいない図書館が、2013（平成 25）年度の 6 館 (11.5%) から、2017（平成 29）年度の 13 館 (23.6%) に増加しており、担当者の配置によるサービスの充実を図っていくことが必要です。

### ○読書ボランティアの充実

- ・ 民間読書ボランティアは公立図書館や学校図書館等で活動し、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。一方で、本県の民間読書ボランティア団体の 8 割近くが、課題として新規会員獲得を挙げています。ボランティア活動が継続して円滑に行われるよう、読書の重要性に関する普及啓発を進めるとともに、中学生・高校生を含めた若い世代のボランティア育成に取り組んでいく必要があります。また、多様なボランティア活動を行うための機会や場の提供、学校や公立図書館との連携を促進していくことが必要です。

#### 【 民間読書ボランティア団体が抱えている課題 】



【2016（平成 28）年度 県立山口図書館調査】

### ○中学生・高校生を対象とした読書啓発の充実

- ・ 学年が進むに従って読書離れが進む傾向にあることを踏まえ、中学生や高校生を対象とした行事を開催するなど、読書啓発活動の充実を図ることが必要です。

### 3 学校における取組の現状及び成果と課題

#### 【現状及び成果】

##### ○一斉読書活動の推進

- 児童生徒の読書習慣の確立のため、学校では朝の読書活動等の一斉読書活動に取り組んでいます。2015（平成 27）年度に一斉読書活動に取り組んでいる県内の学校の割合は、小学校で 97.6%、中学校で 87.8% に達しています。

##### ○公立図書館との連携

- 図書館資料の借受や図書館司書による訪問、おはなし会やブックトークを行うなど、公立図書館と連携している公立小・中学校の割合は、2012（平成 24）年度から増加傾向にあり、概ね全国よりも高く推移しています。

【 公立図書館と連携している公立小・中学校の割合 】

区分		2012 年度	2014 年度	2016 年度
小学校	山口県	81.3%	84.9%	90.5%
	全国	76.5%	79.9%	82.2%
中学校	山口県	53.5%	51.6%	61.9%
	全国	49.8%	52.4%	57.5%

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」）

##### ○司書教諭、学校司書のための研修の充実

- 学校における子どもの読書活動推進においては、司書教諭や学校司書の資質向上が重要です。県教育委員会では、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に向けた学校図書館の取組をテーマに司書教諭等研修会を開催しており、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度まで延べ 1,252 名が参加しました。また、山口図書館の職員を講師に招き、図書の分類や目録の作成等の実務、山口図書館との連携等をテーマとした県立学校図書館担当事務職員実務研修会を開催し、2005（平成 17）年度から 2018（平成 30）年度までに延べ 209 人が参加しています。さらに、山口県子ども読書支援センターでは司書教諭等を対象とする学校図書館セミナーを開催しており、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度まで延べ 538 人が参加したほか、学校図書館の選書の参考になるように、新刊児童書閲覧会を開催し、参加者は延べ 571 人に上っています。

## ○読書ボランティア等と連携した読書活動の推進

- ・ 読書ボランティアと連携している学校の割合は、公立小学校において、2012（平成24）年度の79.4%から、2016（平成28）年度の83.8%に増加しています。また、公立中学校においても2012（平成24）年度の16.1%から、2016（平成28）年度の31.3%に増加しています。

### 【課題】

#### ○学年進行に伴う読書離れ

- ・ 2017（平成29）年現在、不読率※は、小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。この要因として、発達の段階に応じた読書習慣の形成が十分でないことや、読書への関心の度合いが低くなっていくことが考えられており、発達の段階ごとの特徴を意識した取組や読書に関心をもつようなきっかけづくりが求められています。

#### ○11学級以下の学校における司書教諭有資格者の配置

- ・ 学校図書館法で配置が義務付けられている12学級以上の学校については、司書教諭を全校に配置していますが、11学級以下の学校における配置率は、2018（平成30）年度において、小学校で42%、中学校で60%、高校で75%となっています。

#### ※ 不読率

全国学校図書館協議会と毎日新聞が合同で実施した「学校読書調査」において、1か月に1冊も本（教科書、参考書、マンガ、雑誌等を除く）を読まなかった人の割合。県別のデータがないため、全国のデータを使用。

## ○自主的な読書活動の推進

- ・ 子どもの読書への関心を高めるためには、子ども同士で本を紹介しあう取組等の充実が有効と考えられています。子どもたちの自主的な読書活動につながる取組として、ブックトーク※やビブリオバトル※、アニマシオン※等が行われており、引き続き、このような取組を広く普及していく必要があります。

## ○高校における公立図書館との連携

- ・ 公立図書館と連携している高校の割合は、2016（平成 28）年度で 15.7% に留まっており（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」：全国は 51.1%）、団体貸出の活用等、連携・協力体制の強化を図ることが必要です。

---

### ※ ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

### ※ ビブリオバトル

書評合戦。発表者が読んで面白いと思った本を 1 人 5 分程度で紹介し、最後に参加者の投票で 1 番読みたくなかった本を選ぶ活動。

### ※ アニマシオン

読書へのアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

## 第3章 基本方針

山口県教育振興基本計画※の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にその環境づくりに努める必要があります。

のことから、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進します。

### I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

#### ○家庭、地域、学校が連携・協働した県民総ぐるみによる推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有した上で、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら、民間団体とも緊密に連携・協働するなど、相互に協力を図ることが求められます。このような観点から、社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、「やまぐち型地域連携教育」※によるネットワークも活用しながら、必要な体制の整備に努めます。

#### ○発達の段階を意識した読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるため、以下に掲げる発達の段階ごとの読書に関する特徴に応じた取組を進めます。

その際、読書への関心が高まるよう、自主的、対話的な読書活動を推進するとともに、選書に気を配ること、活字をしっかり読むことなど、読書の質を高めることへの留意を促します。

---

#### ※ 山口県教育振興基本計画

教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け「知・徳・体の調和がとれた教育の推進」「学校・家庭・社会が連携・協働した教育の推進」「生涯を通じた学びの充実」「豊かな学びを支える教育環境の充実」の4つの施策の柱の下、本県の実情に即した各種教育施策を総合的・計画的に推進していくための計画。

#### ※ やまぐち型地域連携教育

コミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして様々な団体等と連携・協働し、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援する仕組み。

- ・6歳まで：言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことによって本に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- ・小学生：(低学年) 一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。  
(中学年) 最後まで本を読み通すことができる子と、そうでない子の違いが現れ始める。読み通すことができる子は、自分の考えと比較しながら読むことができるようになるとともに、多くの本を読むようになる。
- (高学年) 本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れる。読書の幅が広がる一方、この段階で発達が留まったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合もある。
- ・中学生：共感したり感動したりすることができる本を選んで読むようになる。自己の将来について考えるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
- ・高校生：読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じて、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(文部科学省 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を要約)

#### ○読書活動を支える環境の整備

公立図書館の設置や子ども読書活動推進計画の策定状況等、子どもの読書活動を支える環境における地域間の格差をなくすよう、努めていくことが重要です。

併せて、全ての子どもたちが、発達の段階に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するための環境づくりに努めが必要です。このような観点から、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会を提供するため、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

## II 子どもの読書活動を支える人材の育成

公立図書館司書や司書教諭、学校司書は、図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施など、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。また、民間読書ボランティア団体は、読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しており、これらの人材を継続的に育成していくことが重要です。

このため、こうした子どもの読書活動を支える人材の確保や資質の向上、これらの人々を指導できる専門的な人材の育成に努めるとともに、更なるネットワークの構築を図ります。

## III 普及啓発活動

子どもの読書活動に関する関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るために、普及啓発活動が重要です。子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、イベントや講座をはじめ、様々な広報媒体を活用し、読書活動の効果等について普及啓発するよう努めます。併せて、先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供、表彰による奨励等に努めます。

## 第4章 子どもの読書活動推進の方策

### I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

#### 1 家庭における取組

##### ア 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。また、家庭における読書は、本を媒介にして家族が話し合う時間をもち、絆を深める手段としても重要です。このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

さらに、定期的に読書の時間を設けることにより、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

##### イ 家庭における子どもの読書活動の推進

###### ○家庭における読書を支援する取組

- ・ 家庭において子どもを中心に家族で本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」※の取組を関係機関が連携・協力して促します。
- ・ 公立図書館において、子どもの発達の段階に応じたお勧め本の紹介やおはなし会の開催など家庭における読書活動に資する情報が提供されるよう促します。
- ・ 乳幼児健診等の場を活用したブックスタートなどの取組が、現在17市町で実施されています。図書館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、子どもと一緒に絵本を楽しむことや、その時間の大切さを伝えながら保護者に絵本を手渡すなど、実施方法の工夫をすることで、更なる普及、充実を促します。また、マタニティ・ブックスタートの取組についても情報を提供するよう努めます。

---

※ 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語。「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。

## 2 地域における取組

### (1) 公立図書館における取組

#### ア 図書館の役割

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

さらに、子どもやその保護者を対象としたおはなし会、本の展示等を実施するほか、民間読書ボランティア団体の支援や活動の機会・場所の提供、研修も行っており、読書の大切さを広める場でもあります。

引き続き、図書館には、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。

#### イ 図書館における子どもの読書活動の推進

##### ○図書館資料の充実と提供

- ・ 子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書館資料があることが重要です。公立図書館の図書館資料の整備については、国による財源措置がされていますが、各自治体が児童図書の計画的な整備や子ども読書関連資料の充実・提供を図っていくよう促します。
- ・ 「山口県内図書館横断検索システム」\*を活用し、県内の公立図書館や大学図書館との連携により資料提供の充実を図るよう促します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが豊かな読書活動を実施できるよう、マルチメディアディジタル図書、さわる絵本、布の絵本、大活字本、L.Lブック\*等の資料の収集や提供、利用する際の支援等を促します。
- ・ 日本語を母語としない子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集にも努め、活用するよう促します。

---

\* 山口県内図書館横断検索システム

山口県内にある複数の公立・大学図書館の所蔵資料をweb上で同時に検索することができるシステム。

\* L.Lブック

L.Lはスウェーデン語の「読みやすい」の略。知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。

### ○読書に親しむ機会の提供

- ・ おはなし会の定期的な開催、「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）の読書週間（10月27日～11月9日）における子ども向け行事の開催等、読書に親しむ機会の提供を促します。行事については、乳幼児・児童を対象とするものに加え、中学生・高校生や支援を要する子ども等、対象となる子どもの特性に応じた企画を推進するほか、子ども同士で行う活動を実施する等、内容の充実を促します。
- ・ 図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動の推進のため、車で巡回する移動図書館の利便性の向上や学校図書館、公民館図書室との連携を促します。
- ・ 各地域において子どもの読書活動が総合的・計画的に推進されるよう、子ども読書活動推進計画が未策定の自治体に対して、その策定を促すとともに、改定されていない自治体に対しても、その改定を促します。

### ○学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援

- ・ 図書の団体貸出や移動図書館の乗り入れ等による、学校や幼稚園・保育所、認定子ども園、児童館や公民館における読書活動への支援を促します。
- ・ 子どもを対象とした出張講座等を行うことで、子どもたちの読書意欲の喚起を促します。

### ○運営の状況に関する評価の実施

- ・ 公立図書館において、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会が提供されるよう促します。
- ・ 目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、図書館協議会の設置等により、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう促します。

---

#### ※ 図書館協議会

図書館法14条に基づき、公立図書館に設置できる機関。学校教育・社会教育関係者や学識経験者等で構成され、図書館の管理運営に関して図書館館長の諮問に応じたり、公立図書館の運営について館長に意見を述べたりできる。

(2) 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組

ア 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割

児童館では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われ、子どもが読書に親しむ契機となっており、活動の一層の推進が望まれます。

また、公民館は図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、多様な人々と連携し、子どもの読書活動の機会を提供することが望れます。

放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子ども教室や放課後児童クラブ等においても、多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

イ 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における子どもの読書活動の推進

- ・ 児童館や公民館、子育てサークル、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて、地域協育ネット※の仕組みも活用しながら、ブックリストやイベント等の情報提供や読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
- ・ 児童館や公民館等の図書コーナーにおける児童図書の充実を促します。
- ・ 子育て支援拠点などの地域に開放された施設において、未就園児やその保護者等に対して図書の貸出や読書に関する情報提供が行われたり、読み聞かせなどの読書活動が実施されたりするよう促します。

---

※ 地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

### 3 学校等における取組

#### (1) 幼稚園や保育所、認定こども園\*における取組

##### ア 幼稚園や保育所、認定こども園の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園は「新幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行なうことが期待されます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

##### イ 幼稚園や保育所、認定こども園における子どもの読書活動の推進

###### ○本とふれあうきっかけづくり

- ・ 読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけがなされるよう促します。
- ・ 発達の段階や特別な支援を必要とする子どもの状況などに応じた図書の充実を図るとともに、子どもたちが落ち着いて図書にふれることができるようなスペースが確保されるよう促します。
- ・ 異年齢交流において、小学生や中学生等が幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語にふれる機会が多様になる工夫をするよう促します。

#### (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組

##### ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されています。

また、2017(平成29)年、2018(平成30)年に公示された新学習指導要領においても、言語活動を充実するとともに、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることができます。これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、発達の段階に合わせた適切な読書支援をすることが求められます。また、読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることとされており、「学校図書館ガイドライン」を参考に学校図書館の整備・充実を図ることが重要とされています。

また、コミュニティ・スクール※の仕組みを活用して課題を分析し、家庭や地域と一体となった取組を進めることが重要です。

#### イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における子どもの読書活動の推進

##### ○読書指導の充実

- ・ 自主的、対話的な読書活動を促進するため、児童生徒を中心とした「ブックトーク」や「お勧め本の紹介」「ビブリオバトル」「読書会」「アニマシオン」等の読書活動、読書の記録と感想を蓄積する「読書ノート」等の取組を推進します。
- ・ 朝の読書や読書の時間等を活用した全校読書の取組を引き続き奨励するとともに、内容の充実を促します。
- ・ 各教科、総合的な学習の時間等において、学校図書館や公立図書館を利用して、言語に関する能力の育成や情報活用能力を向上させる取組を奨励し、主体的、意欲的な読書活動や学習活動の充実を促します。
- ・ 中学校区における小中合同学校運営協議会の開催など校種間連携を進める中で、目指す子どもの姿を共有し、発達の段階に応じた読書活動が推進されるよう促します。

##### ○学校図書館の整備・充実

- ・ 国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、図書資料の整備・充実が図られるよう促します。また、新聞を活用した学習を行うために新聞配備についても促します。公立高等学校等においても、学校図書館機能の充実をめざして、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
- ・ 読書・学習スペースの確保などの学校図書館施設の整備等を通じて、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりが進むよう促します。

---

##### ※ コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組がなされている。

- ・ 学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、公立図書館と連携したオンライン化をしたりするなど、多様な興味関心に応えることができる図書の整備等に向けた情報化の推進を促します。
- ・ 団体貸出の活用等、公立図書館との連携による図書資料等の整備・充実を促します。

#### ○地域、民間読書ボランティア団体等との連携・協働

- ・ 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、地域の人材や民間読書ボランティア団体との連携・協働を学校全体で組織的・計画的に行い、学校での読み聞かせの実施や学校図書館の整備等、地域ぐるみで子どもの読書活動を支援する取組を促します。

#### ○特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どものために、大活字本、手話や字幕入りの映像資料等、バリアフリー資料の収集を促します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進のため、障害の状態等に応じた選書、タブレット型情報端末やマルチメディアディジタル図書等の活用、読書ボランティアによる読書活動支援の取組を奨励します。
- ・ 「視覚障害教育情報ネットワーク」\*の活用等により、学校等で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用がなされるよう促します。
- ・ 通常の学級における特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備を図るとともに、教職員の理解と支援を促します。

---

#### ※ 視覚障害教育情報ネットワーク

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の運用による、インターネットで、視覚障害教育全般についての教材データ提供および情報提供を行う場である。また、盲学校間など視覚障害関連機関の間での情報交換・意見交換の場でもある。

## II 子どもの読書活動を支える人材の育成

### ○公立図書館における司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える児童サービス担当者の役割が重要であることから、司書の適切な配置を促します。
- ・ 研修等を通じて司書の資質向上を図り、子どもの読書活動の充実に取り組むよう促します。

### ○司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上

- ・ 司書教諭有資格者の配置の拡大に向け、引き続き有資格者の育成に努め、11学級以下の学校における配置を促進するとともに、教職員の協力体制の確立を促します。
- ・ 公立小・中学校においては、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動や学習活動を適切に支援するため、学校司書の配置を促します。
- ・ 公立高等学校等においては、司書教諭や学校図書館担当教員が、学校司書を兼務する事務職員と連携して組織的に業務に従事できる事務執行体制の整備に努めるとともに、国の動向等を踏まえながら、業務のあり方等についても検討します。
- ・ 児童生徒にとって親しみやすく利用しやすい学校図書館づくりを一層推進するため、司書教諭、学校司書のための研修を継続して実施し、専門性や資質の向上を図ります。

### ○幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上

- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園で直接子どもと接する教員や保育士の意識の啓発や、読み聞かせ等の技能を高めるための研修を実施するよう促します。

### ○民間読書ボランティア団体に対する支援

- ・ 民間読書ボランティア団体等との連携強化のため、公立図書館では民間読書ボランティア団体と定期的に情報交換を実施するとともに、団体同士のネットワーク化や活動の場を広げるための広報支援等を行うように促します。
- ・ 公立図書館において、民間読書ボランティア団体や中学生・高校生ボランティア等を対象とした子どもの読書活動に関する研修の機会が提供されるよう促します。

### III 普及啓発活動

#### 1 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、学校に対し、参観日等の機会を捉え、保護者に絵本の読み聞かせなどを通じて、子どもと一緒に読書を楽しむことの重要性を啓発したり、その方法などを普及したりするよう促します。
- ・ イベントや魅力ある講座の開催、「家庭の元気応援キャンペーン」※の活用等により、家庭での読書活動の重要性を啓発します。

#### 2 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進

- ・ 「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）等に公立図書館等において、その趣旨にふさわしいおはなし会や子ども読書に関する講演会、フォーラムやシンポジウム等の催しを開催し、普及啓発に努めます。
- ・ 「家庭の日」※（毎月第3日曜日）に公立図書館等において、親子で参加できるおはなし会等のイベントを開催するなど、「家庭の日」と連動した取組を進めるよう促します。

#### 3 優れた取組に対する表彰

- ・ 「山口県子ども読書活動団体表彰」において、子どもの読書活動に關し、特色ある取組を実施している民間団体を表彰することにより、その取組の奨励を図ります。

---

#### ※ 家庭の元気応援キャンペーン

「家庭教育支援強化月間（10月）」や保護者向けリーフレットの配布等による普及啓発や、子どもの基本的生活習慣の定着に向けた家庭での実践活動の促進等により、家庭教育の実践や地域で支え合う環境づくりを進めるための取組。

#### ※ 家庭の日

山口県では、2007（平成19）年10月に制定した子育て文化創造条例で「県民は毎月第3日曜日を標準として概ね毎月1回以上、一定の日を定めて、家族が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族の絆を深めるための取組をするよう努めるものとする。」と定めている。

## IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組

### 1 山口県子ども読書支援センターの役割

山口県子ども読書支援センターは、児童図書や子どもの読書活動に関する様々な資料・情報を収集し提供する、子どもの読書活動の推進拠点です。

また、研修会や講座の開催、講師の派遣を通して、子どもの読書活動を支える人材育成の拠点となります。

さらに、各機関や団体をつなぐ連携の拠点としての役割も果たし、県民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進します。

### 2 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進

#### ○資料・情報提供の充実

- ・ 児童図書や子どもの読書関連資料等を幅広く収集し、公立図書館や学校関係者、民間読書ボランティア等が児童図書や資料を手に取る機会を提供するとともに、学校や幼稚園、保育所、認定こども園への図書の団体貸出や公立図書館との相互貸借を行います。
- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書のイベント情報等を盛り込んだメールマガジンの配信により、家庭や地域、学校等への情報提供を行います。
- ・ 専門知識を活かしたレンタルサービス※やホームページにおける「子どもの読書支援」のページを充実させ、子どもの読書活動に興味のある人の調査・研究活動を支援します。
- ・ ホームページにおける「テーマ別資料リスト」の更なる充実により、調べ方学習を支援します。

#### ○子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・ 司書教諭、学校司書等学校図書館関係者の資質向上につながる研修や、公立図書館職員、児童館や公民館職員、民間読書ボランティア等を対象とした読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング※等の技術向上をめざす研修を実施します。

---

#### ※ レンタルサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示すること。またそれに関わる業務のこと。

#### ※ ストーリーテリング

物語を覚えた上で、絵や文字を見せずに語って聞かせること。

- ・ 公立図書館や学校図書館、幼稚園や保育所、認定こども園、民間読書ボランティア団体等が、行事や講座、研修会等を開催する際、子どもの読書活動に関する知識・技術等を身に付けた人材の紹介や講師としての職員の派遣を行います。

#### ○連携・協働の促進

- ・ 公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体、行政機関等のネットワーク化や相互の連携・協働の強化を促します。
- ・ 県内のボランティア団体や公立図書館の活動状況等の把握や情報提供、相談対応を行います。

#### ○その他

- ・ 市町における子どもの読書活動を支援するため、子ども読書活動推進計画策定のための助言を行います。
- ・ 公立図書館や学校図書館、民間読書ボランティア団体等の特色ある活動や実践事例を収集し、様々な通信手段で紹介します。
- ・ 学校図書館の運営に関する助言や児童生徒を対象とした「おでかけ講座」などを実施します。

## 第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

### I 推進体制

#### 1 県の推進体制

##### ○山口県子ども読書活動推進協議会の運営

家庭、公立図書館、民間読書ボランティア団体、学校関係者等から構成する山口県子ども読書活動推進協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況を検証するとともに、子どもの読書に関わる人たちの連携・協力の在り方についての協議や情報交換を行いながら、施策の効率的な推進に努めます。

##### ○山口県子ども読書支援センターの運営

山口県子ども読書支援センターを本県の子どもの読書活動を推進する中核的組織として、家庭、地域、学校等関係機関への支援や連携の強化を図ります。

#### 2 市町の推進体制

##### ○市町子ども読書活動推進計画の策定・推進

子どもの読書活動においては、市町の果たす役割が重要であることから、市町に対し子ども読書活動推進計画の策定・改定と着実な推進を促します。

##### ○市町立図書館による推進

市町立図書館が、各地域の子どもの読書活動の中心施設として、家庭、地域、学校等への支援を行うとともに、ネットワークを構築するよう促します。

#### 3 民間団体との連携・協力

##### ○民間団体の活動促進

県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進します。

##### ○ネットワークの構築

民間読書ボランティア団体同士、民間読書ボランティア団体と公立図書館、学校等とのネットワーク化を図り、相互に連携・協働して取組を進めます。

## II 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

## III 努力目標の設定

本計画の策定に当たり、以下の努力目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況に関し、点検及び評価を行います。

努力目標	現状値	目標値
(1) 読書が好きと感じている児童生徒の割合  (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小学校 73.7% 中学校 75.2% (2017年)	増加させる
(2) 公立図書館における児童書貸出冊数  (県立山口図書館調査)	3,664,176 冊 (2017年)	増加させる
(3) 公立図書館における子どもの読書に関する研修会の開催市町数  (県立山口図書館調査)	13 市町 (2017年)	18 市町
(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合  (文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 97.6% 中学校 87.8% 高 校 37.3% (2016年)	小学校 100% 中学校 100% 高 校 増加させる
(5) 読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合  (文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 83.8% 中学校 31.3% (2016年)	小学校 100% 中学校 100%
(6) 授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校等の割合	—*	100%
(7) 山口県子ども読書支援センター職員の訪問相談・講師派遣回数  (県立山口図書館調査)	40 件 (2013年～2017年における年間平均回数)	45 件 (5年平均)

※参考 「国語科において学校図書館を活用した県立高等学校の割合」 65.4%

(文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」(2016年))

## 資料編

- 1 山口県の子どもを取り巻く読書環境の状況
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
- 4 山口県子ども読書活動推進協議会の状況
- 5 推進計画関係部課

## 1 山口県の子どもを取り巻く読書環境の状況

### (1) 県内公立図書館の取組状況

#### ①児童蔵書冊数経年変化

(単位:冊)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
県立図書館	80,868	84,307	87,316	90,347	93,444
市町立図書館	1,365,259	1,398,088	1,415,505	1,465,135	1,510,605
合 計	1,446,127	1,482,395	1,502,821	1,555,482	1,604,049

(県立山口図書館調査)

#### ②児童図書貸出冊数経年変化

(単位:冊)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
県立図書館	93,309	96,382	107,631	110,166	112,440
市町立図書館	3,440,241	3,766,933	3,713,160	3,499,423	3,551,736
合 計	3,533,550	3,863,315	3,820,791	3,609,589	3,664,176

(県立山口図書館調査)

#### ③児童書購入冊数経年変化

(単位:冊)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
県立図書館	3,228	3,392	3,189	3,346	3,566
市町立図書館	64,128	57,922	54,025	63,718	66,210
合 計	67,356	61,314	57,214	67,064	69,776

(県立山口図書館調査)

#### ④子ども向け行事開催回数の経年変化

(単位:回)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
県立図書館	25	21	20	21	22
市町立図書館	1,644	1,470	1,685	1,855	1,879
合 計	1,669	1,491	1,705	1,876	1,901

(県立山口図書館調査)

#### ⑤子ども向け行事参加者数経年変化

(単位:人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
県立図書館	774	743	642	845	781
市町立図書館	27,852	23,973	31,998	34,194	45,463
合 計	28,626	24,716	32,640	35,039	46,244

(県立山口図書館調査)

⑥児童サービス担当者の設置状況

(単位:館)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
児童サービス専任担当者がいる図書館	5	4	5	6	7
児童サービス兼任担当者がいる図書館	42	32	31	36	35
児童サービス担当者がいない図書館	6	17	18	12	13

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H25,H26:52館 H27,H28:54館 H29:55館)

⑦児童サービス関係設備の設置状況

(単位:館)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
授乳室設置数	13	19	17	16	15
おむつ交換台設置数	30	35	37	39	39
児童サービス専用カウンターの設置数	8	8	8	7	7
赤ちゃん絵本コーナーの設置数	42	46	47	47	47
中学生・高校生を対象とした図書コーナー	22	30	33	36	36

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H25,H26:52館 H27,H28:54館 H29:55館)

⑧市町立図書館による学校図書館へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
学校や学校図書館向け団体貸出の実施	17	17	18	18	17
学校への出張お話し会やブックトークの実施	13	13	14	15	14
学校への移動図書館の乗り入れ	9	9	11	9	9
学校図書館担当者との定期的な情報交換	7	8	7	5	6
学校図書館関係研修会への講師派遣	6	6	8	9	9

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H25,H26:52館 H27,H28:54館 H29:55館)

⑨市町立図書館による幼稚園・保育所へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
幼稚園・保育所への団体貸出の実施	17	17	17	18	17
幼稚園・保育所への出張おはなし会の実施	7	8	9	11	10
幼稚園・保育所への講師派遣	4	3	3	4	4

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H25、H26:17市町 H27~29:18市町)

⑩市町立図書館による児童館・公民館へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
児童館・公民館への団体貸出の実施	17	17	18	17	17
児童館・公民館への出張おはなし会の実施	2	2	7	6	4
児童館・公民館主催研修会への講師派遣	0	0	4	3	3

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H25、H26:17市町 H27~29:18市町)

## ⑪市町立図書館による民間ボランティアへの支援の状況

(単位:市町)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
団体貸出の実施	15	17	17	18	17
研修会の実施	7	5	8	5	6
定期的な情報交換の場の提供	10	5	8	8	7

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H25、H26:17 市町 H27-29:18 市町)

## ⑫市町立図書館における移動図書館の運行回数の経年変化(単位:回/台/市町)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
運行回数(回)	1,839	1,889	2,559	2,755	2,819
車の台数(台)	16	15	15	15	16
実施自治体数(市町)	11	11	11	11	11

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H25、H26:17 市町 H27-29:18 市町)

## ⑬ブックスタート事業などの取組実施方法

区分	実施	市町全域で実施	手渡し時に読み聞かせ体験	手渡し時に趣旨説明
H25年10月現在	16市町	14市町	12市町	13市町
H29年10月現在	17市町	16市町	8市町	15市町

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内19市町)

## ⑭市町立図書館におけるホームページの開設やメルマガの配信状況

区分	ホームページの開設	子ども読書情報提供	子ども読書専用ページ	メルマガの配信
H25年10月現在	17市町	13市町	4市町	2市町
H27年10月現在	17市町	10市町	3市町	1市町
H29年10月現在	17市町	8市町	4市町	2市町

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置の18市町)

## ⑮山口県子ども読書支援センターの講師派遣の状況

(単位:回数)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
市町立図書館	1	0	0	4	1
公民館	0	0	0	0	0
学校関係	28	29	38	32	27
その他	2	4	4	4	6
合計	31	33	42	40	34

【県立山口図書館調査】

## (2) 県内の民間読書ボランティアの状況

### ①市町ごとの団体数及び会員数

市町名	団体数	会員数(人)	市町名	団体数	会員数(人)
下関市	71	791	美祢市	11	175
宇部市	35	420	周南市	32	305
山口市	51	956	山陽小野田市	20	160
萩市	20	325	周防大島町	7	44
防府市	29	370	和木町	1	8
下松市	1	42	田布施町	7	75
岩国市	27	322	平生町	0	0
光市	13	143	上関町	0	0
長門市	15	154	阿武町	2	141
柳井市	4	61			
総合計				346	4,492

【H28 県立山口図書館調査】

(参考) H24 団体数 325 会員数 4,857 人

### ②主な活動場所

区分	H16	H20	H24	H28
図書館	28	35	43	39
小学校	78	159	130	178
中学校	2	9	7	18
幼稚園・保育所	14	30	25	16
地域	84	107	121	95
合計	206	340	326	346

【県立山口図書館調査】

## (3) 県内学校の取組状況

### ①「一斉読書活動」の取組状況(「朝の読書活動」を含む)

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	97.2%(96.4%)	89.7%(88.2%)	42.1%(40.8%)
平成 26 年度	98.4%(96.8%)	89.5%(88.5%)	32.7%(42.9%)
平成 28 年度	97.6%(97.1%)	87.8%(88.5%)	37.3%(42.7%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

### ②読書ボランティアと連携している学校の割合

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	79.4%(81.2%)	16.1%(27.2%)	1.8%(2.9%)
平成 26 年度	80.3%(81.1%)	22.2%(28.1%)	3.9%(2.8%)
平成 28 年度	83.8%(81.4%)	31.3%(30.0%)	2.0%(2.8%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

③-1公立小学校の学校図書館図書標準の達成状況

区分	100%	75~100%未満	75%未満
平成24年度	49.1%(56.8%)	36.7%	14.2%
平成26年度	59.9%(60.2%)	31.6%	8.5%
平成28年度	67.2%(59.7%)	27.4%	5.4%

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

③-2公立中学校の学校図書館図書標準の達成状況

区分	100%	75~100%未満	75%未満
平成24年度	37.4%(47.5%)	35.5%	27.1%
平成26年度	45.1%(52.3%)	34.0%	20.9%
平成28年度	47.6%(55.3%)	35.4%	17.0%

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

④公立高等学校の学校図書館の状況

区分	蔵書冊数(全体)	一校当たり平均蔵書冊数
平成24年度	1,189,541冊	20,869冊(23,419冊)
平成26年度	1,163,029冊	22,366冊(23,810冊)
平成28年度	1,056,836冊	20,722冊(23,794冊)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑤学校図書館資料のデータベース化に取り組んでいる学校の状況

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成24年度	61.7%(64.1%)	63.2%(65.1%)	89.5%(87.2%)
平成26年度	68.2%(71.6%)	66.0%(69.9%)	98.1%(90.5%)
平成28年度	70.6%(73.9%)	72.1%(72.7%)	98.0%(91.3%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑥-1公立図書館との連携を実施している公立小学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成24年度	81.3%(76.5%)	76.3%(91.4%)	3.8%(19.7%)
平成26年度	84.9%(79.9%)	80.3%(94.6%)	4.9%(22.8%)
平成28年度	90.5%(82.2%)	88.5%(94.8%)	7.1%(22.5%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑥-2 公立図書館との連携を実施している公立中学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成24年度	53.5%(49.8%)	43.2%(82.3%)	9.0%(27.9%)
平成26年度	51.6%(52.4%)	45.8%(85.0%)	9.2%(32.8%)
平成28年度	61.9%(57.5%)	53.7%(86.0%)	10.2%(31.3%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑥-3 公立図書館との連携を実施している公立高等学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成 24 年度	17.5%(46.5%)	10.5%(90.3%)	1.8%(14.6%)
平成 26 年度	17.3%(47.7%)	13.5%(91.5%)	7.7%(17.0%)
平成 28 年度	15.7%(51.1%)	9.8%(91.7%)	3.9%(15.7%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑦当該年度購入した図書の割合(当該年度購入冊数/蔵書冊数)

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	4.0%(4.8%)	4.3%(5.0%)	1.4%(2.4%)
平成 26 年度	3.2%(3.6%)	3.7%(4.0%)	1.4%(1.9%)
平成 28 年度	2.8%(3.4%)	3.5%(3.8%)	1.3%(1.9%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑧1校当たりの図書購入予算額(購入予算/学校数)

区分	公立小学校	公立中学校
平成 24 年度	425 千円	594 千円
平成 26 年度	667 千円	533 千円
平成 28 年度	—	—

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

⑨11学級以下の学校における司書教諭の発令状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	4.6%(23.9%)	11.0%(26.0%)	25.3%(25.3%)
平成 25 年度	54.4%(-)	52.0%(-)	37.5%(-)
平成 26 年度	61.2%(27.2%)	52.6%(28.3%)	40.0%(30.0%)
平成 28 年度	54.9%(28.7%)	54.3%(31.2%)	64.7%(36.2%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】※H25 山口県教育委員会調査

( )は全国の数値

⑩学校司書の配置状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	33.5%(47.9%)	31.6%(47.6%)	42.1%(71.0%)
平成 26 年度	46.9%(54.4%)	37.9%(52.8%)	63.5%(66.8%)
平成 28 年度	59.6%(59.3%)	52.7%(57.3%)	67.3%(66.9%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑪新聞の配備状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 24 年度	18.7%(24.5%)	9.7%(19.0%)	73.7%(90.1%)
平成 26 年度	44.9%(36.7%)	34.0%(31.7%)	73.1%(90.6%)
平成 28 年度	50.0%(41.1%)	36.7%(37.7%)	86.3%(91.0%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

(4) 公立図書館の設置状況等

館 番 号	図書館名	所 在 地	電 話	FAX	※ 休館日数(令和開館)				
					毎週	前 月 内 休 館 日 数	後 月 内 休 館 日 数	年 末 休 館 日 数	開 館 日 数
1	山口県立山口図書館	山口市後河原150-1	083-924-2111	932-2817	月	原則月末7日以上	休	286	
2	下関市立中央図書館	下関市細江町3丁目1-1 生涯学習プラザ4、5階	083-231-2226	231-2227		最終金7日以上	休	347	
3	下関市立長府図書館	下関市長府宮の内町1-30	083-245-0328	245-0424	月	最終金未実施	休	285	
4	下関市立彦島図書館	下関市彦島江の浦町1-4-28	083-266-5086	266-5337	月	最終金未実施	休	285	
5	下関市立菊川図書館	下関市菊川町大字下岡枝193-8	083-287-0102	287-0102	月	最終金未実施	休	285	
6	下関市立豊田図書館	下関市豊田町大字矢田153-1	083-766-3432	766-3490	月	最終金未実施	休	285	
7	下関市立豊浦図書館	下関市豊浦町大字川棚6895-2	083-775-4180	775-4181	月	最終金未実施	休	285	
8	宇部市立図書館	宇部市琴芝町1-1-33	0836-21-1966	21-3801	月	月末7日以上	休	285	
9	宇部市学びの森くすのき立図書館(2013年5月オープン)	宇部市大字船木字内番田361-6	0836-67-1277	67-0691	月	月末7日以上	休	291	
10	山口市立中央図書館	山口市中園町7-7	083-901-1040	901-1144	火	第4木7日以上	休	290	
11	山口市立徳地図書館	山口市徳地堀1527-3	0835-52-0043	52-1868	月	第4木未実施	休	276	
12	山口市立小郡図書館	山口市小郡下郷609-1	083-973-0098	973-8167	火	第4木6日以内	休	275	
13	山口市立阿知須図書館	山口市阿知須2737-1	0836-66-0001	66-0211	月	第4木6日以内	休	276	
14	山口市立阿東図書館	山口市阿東徳佐13375-3	083-956-0785	956-0786	月	第4木未実施	休	275	
15	山口市立秋穂図書館	山口市秋穂東6823-1	083-984-0065	984-0066	月	第4木未実施	休	276	
16	萩市立萩図書館	萩市大字江向552-2	0838-25-6355	25-5224		7日以上	休	362	
17	萩市立須佐図書館	萩市須佐4296	08387-6-5500	6-5505	月	第3水7日以上	休	359	
18	萩市立明木図書館	萩市大字明木2939	0838-55-0314	55-0314	月	未実施	休	289	
19	防府市立防府図書館	防府市栄町1-5-1 ルサス防府3階	0835-22-0780	22-9916	火	7日以上	休	303	
20	下松市立図書館	下松市大手町2-3-2	0833-41-0093	41-0097	月	第4木未実施	休	275	
21	岩国市中央図書館	岩国市南岩国町4-52-1	0827-31-0046	32-4646	月	第3木6日以内	休	281	
22	岩国市岩国図書館	岩国市岩国4-4-15	0827-41-0880	41-0001	月	第3木未実施	休	283	
23	岩国市中央図書館麻里布分室	岩国市麻里布町7-1-2	0827-22-5845	22-0568	月	第3木未実施	休	283	
24	岩国市由宇図書館	岩国市由宇町中央1丁目1-15	0827-63-5117	63-1314	月	第3木未実施	休	282	
25	岩国市玖珂図書館	岩国市玖珂町4961	0827-82-4444	82-2011	月	第3木未実施	休	283	
26	岩国市周東図書館	岩国市周東町下久原1201-1	0827-84-1765	84-0225	月	第3木未実施	休	283	
27	岩国市錦図書館	岩国市錦町6487-4	0827-72-2246	72-2246	日	第3木未実施	休	280	
28	岩国市美和図書館	岩国市美和町波前1751	0827-95-0005	95-0009	月	第3木未実施	休	283	
29	光市立図書館	光市光井9-18-1	0833-72-1440	71-3644	月	第2木7日以上	休	290	
30	光市立図書館大和分室	光市岩田2356-1	0820-48-5350	48-5351	月	第2木7日以上	休	290	
31	長門市立図書館	長門市仙崎441-1	0837-26-5123	26-2775	月	第1水6日以内	休	282	
32	長門市立図書館ゆや分館	長門市油谷新別名833	0837-33-0051	33-0052	月	6日以内	休	297	
33	柳井市立柳井図書館	柳井市大字柳井3670-1	0820-22-0628	22-7599	月	月末6日以内	休	273	
34	柳井市立大畠図書館	柳井市大畠1021	0820-45-2226	45-3680	月	未実施	休	280	
35	美祢市立美祢図書館	美祢市大領町東分前川281-1	0837-52-0213	52-0213	月	未実施	休	287	
36	美祢市立美東図書館	美祢市東町大田6170-1	08396-2-5555	2-5556	月	未実施	休	292	
37	美祢市立秋芳図書館	美祢市秋芳町秋吉5356	0837-62-1925	62-0329	月	未実施	休	292	
38	周南市立中央図書館	周南市岐山通2-7	0834-22-8682	27-1466	月	月末未実施	休	271	
39	周南市立新南陽図書館	周南市中央町1-15	0834-62-1150	62-1166	月	月末未実施	休	274	
40	周南市立福川図書館	周南市福川南2-1	0834-63-5000	63-4305	月	月末未実施	休	278	
41	周南市立熊毛図書館	周南市大字原43-2	0833-92-0179	92-0180	月	月末未実施	休	272	
42	周南市立鹿野図書館	周南市大字鹿野下1276-1	0834-68-4141	68-2930	月	月末未実施	休	271	
43	周南市立徳山駅前図書館(2018年2月オープン)	周南市御幸通2丁目28番2	0834-34-0834	34-0835		7日以上		57	
44	山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9-13	0836-83-2870	83-3564	月	第1木未実施	休	279	
45	山陽小野田市立中央図書館赤崎分館	山陽小野田市赤崎1-1-1	0836-88-0162		月	第1木未実施	休	279	
46	山陽小野田市立中央図書館高千帆分館	山陽小野田市日の出3-11-11	0836-83-3113		月	第1木未実施	休	279	
47	山陽小野田市立厚狭図書館	山陽小野田市鶴庄109	0836-72-0323	72-1156	月	第2木未実施	休	279	
48	周防大島町立久賀図書館	周防大島町大字久賀5058	0820-72-2520	72-1156	日	月末未実施	休	271	
49	周防大島町立大島図書館	周防大島町大字小松138-1	0820-74-3800	74-3999	月	月末未実施	休	272	
50	周防大島町立東和図書館	周防大島町大字平野417-11	0820-78-0629	78-2514	水	月末7日以上	休	285	
51	周防大島町立橋図書館	周防大島町大字西案下庄445-2	0820-77-0100	77-1673	日	月末未実施	休	232	
52	和木町立図書館	玖珂郡和木町2-15-1	0827-54-0222	54-0278	月	未実施	休	289	
53	上関町立図書館(2015年2月オープン)	上関町大字室津904-15上関町総合文化センター2階	0820-62-1515	62-5070	月	4日6日以内	休	280	
54	田布施町立田布施図書館	熊毛郡田布施町中央南11-1	0820-52-2288	52-5308	月	月末未実施	休	276	
55	平生町立平生図書館	熊毛郡平生町大字平生町193-4	0820-56-2310	56-2337	月	月末7日以上	休	296	
計	市町立計								
合計	県立+市町立図書館								

【県立山口図書館調査:2018年9月】※印の項目は、日本図書館協会「2018年度図書館調査」を引用。

\*休館日は2018年4月1日を基準とする。蔵書や貸出統計及び行事は平成29年度の実績。

館 番 号	※ 岐 葵 書 (除:雑誌、視聴覚資料等)			※ 個人登録者数 (除:児童は小学生以下)			※ 個人貸出冊数 (除:雑誌、視聴覚資料等)			児童書貸出冊数 (閉体貸出者含む)			児童同行率		
	総 冊 数 (冊)	うち 児童図書 (冊)	比率 (%)	登録者 (人)	うち 児童登録 者数 (人)	比率 (%)	個人貸出 総冊数 (冊)	うち 児童書 個人貸出数 (冊)	比率 (%)	児童書貸出 冊数 (冊)	うち学校等へ の閉体貸出 冊数 (冊)	比率 (%)	回数 (回)	参加者 (人)	
1	753,642	93,444	12.4%	97,521	2,238	2.3%	213,965	102,501	47.9%	112,440	9,939	8.8%	22	781	
2	426,347	117,680	27.6%	74,667	4,486	6.0%	767,526	153,264	20.0%						
3	113,931	22,854	20.1%	13,574	586	4.3%	137,376	22,853	16.6%						
4	65,623	21,774	33.2%	19,853	621	3.1%	153,230	22,076	14.4%						
5	27,794	11,547	41.5%	3,370	360	10.7%	76,561	17,553	22.9%	556,824	53,965	9.7%	199	1,280	
6	43,118	17,801	41.3%	3,738	257	6.9%	39,947	6,315	15.8%						
7	51,544	21,333	41.4%	5,637	528	9.4%	116,425	25,291	21.7%						
8	367,628	103,659	28.2%		103,456	4,136	4.0%	1,091,254	607,213	55.6%	661,814	16,732	2.5%	172	4,985
9	49,639	16,378	33.0%												
10	388,121	77,324	19.9%				826,453	235,448	28.5%						
11	66,193	20,488	31.0%				34,827	10,558	30.3%						
12	105,635	32,888	31.1%				291,531	116,956	40.1%	529,256	51,367	9.7%	227	12,942	
13	61,089	20,961	34.3%				100,066	43,623	43.6%						
14	42,747	13,427	31.4%				34,465	15,262	44.3%						
15	44,406	13,243	29.8%				73,942	0	0.0%						
16	219,747	36,522	16.6%	18,741	2,958	15.8%	304,125	87,222	28.7%						
17	56,962	15,311	26.9%	1,846	237	12.8%	28,165	8,754	31.1%	126,164	24,438	19.4%	328	4,316	
18	28,104	7,766	27.6%	327	63	19.3%	10,665	5,750	53.9%						
19	468,686	101,668	21.7%	36,567	3,856	10.5%	586,898	77,938	13.3%	222,074	31,597	14.2%	78	1,432	
20	203,058	54,996	27.1%	42,479	3,194	7.5%	570,390	238,197	41.8%	238,197	15,963	6.7%	45	1,121	
21							654,727	207,835	31.7%						
22							138,275	45,171	32.7%						
23							-	-	-						
24	618,271	180,080	29.1%	51,336	6,313	12.3%	62,287	21,922	35.2%	428,423	86,959	20.3%	255	3,594	
25							91,721	26,322	28.7%						
26							107,289	38,411	35.8%						
27							20,575	6,664	32.4%						
28							20,526	6,236	30.4%						
29															
30							13,104	1,583	12.1%						
31	153,959	51,219	33.3%	21,580	1,676	7.8%	163,345	67,875	41.6%	74,591	9,598	12.9%	145	1,090	
32	24,298	8,719	35.9%				17,630	6,752	38.3%						
33	94,365	26,006	27.6%	23,468	1,132	4.8%	80,962	20,771	25.7%	36,518	6,212	17.0%	23	1,112	
34	27,841	8,728	31.3%				11,813	4,380	37.1%						
35	116,537	28,076	24.1%	2,595	796	30.7%	71,188	22,057	31.0%						
36	30,249	9,736	32.2%	520	162	31.2%	10,339	3,394	32.8%	30,292	-	-	15	199	
37	29,874	9,779	32.7%	346	163	47.1%	2,384	1,009	42.3%						
38	338,520	75,117	22.2%				356,625	130,434	36.6%						
39	106,245	32,117	30.2%				241,481	89,899	37.2%						
40	17,633	6,800	38.6%				25,004	6,976	27.9%	289,834	22,071	7.6%	132	5,104	
41	101,184	32,899	32.5%				103,146	38,961	37.8%						
42	55,983	15,454	27.6%				27,864	5,933	21.3%						
43	62,051	6,965	11.2%				82,429	6,866	8.3%						
44	238,937			40,630	1,656	4.1%	240,599	91,376	35.2%						
45	10,136	57,739	22.6%	520	76	14.6%	7,737	3,100	40.1%	131,548	27,518	20.9%	163	5,800	
46	6,793			367	43	11.7%	12,596	3,409	27.1%						
47	74,909	30,371	40.5%	5,453	710	13.0%	84,226	18,844	22.4%						
48	60,907	20,307	33.3%	2,491	264	10.6%	22,298	3,823	17.1%						
49	43,203	12,260	28.4%	4,454	143	3.2%	23,052	7,878	34.2%	21,139	10,971	51.9%	26	252	
50	42,757	14,949	35.0%	1,857	97	5.2%	14,290	4,989	34.9%						
51	49,184	14,594	29.7%	2,605	62	2.4%	11,053	4,449	40.3%						
52	81,665	34,999	42.9%	11,296	470	4.2%	74,938	16,050	21.4%	30,439	809	2.7%	13	216	
53	11,003	3,438	31.2%	574	68	11.8%	4,694	1,259	26.8%	1,789	530	29.6%	0	0	
54	91,938	26,576	28.9%	14,809	973	6.6%	69,190	17,127	24.8%	44,136	14,329	32.5%	17	574	
55	71,472	27,321	38.2%	7,402	550	7.4%	68,586	39,674	57.8%	39,299	3,011	7.7%	2	440	
計	5,671,998	1,510,605	26.6%	772,746	50,716	6.6%	8,422,639	2,700,012	32.1%	3,551,736	387,395	10.9%	1,879	45,463	
計	6,425,640	1,604,049	25.0%	870,267	52,954	6.1%	8,636,604	2,802,513	32.4%	3,664,176	397,334	10.8%	1,901	46,244	

(5) 山口県内大学図書館

図書館名	蔵書冊数 (千冊)	内洋書 (千冊)	所在地	電話 FAX
山口大学附属図書館	1,305	341	山口市吉田1677-1	083-933-5170 083-933-5171
山口大学附属図書館工学部分館	158	58	宇部市常盤台2-16-1	0836-85-9050 0836-85-9022
山口大学附属図書館医学部分館	161	72	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2142 0836-29-0003
大島商船高等専門学校図書館	81	3	周防大島町大字小松1091-1	0820-74-5454 0820-74-5454
徳山工業高等専門学校図書館	85	10	周南市学園台	0834-29-6212 0834-29-6212
宇部工業高等専門学校図書館	129	12	宇部市常盤台2-14-1	0836-35-4965 0836-35-5469
山口県立大学附属図書館	187	20	山口市桜島3-2-1	083-928-0522 083-928-0279
下関市立大学附属図書館	258	35	下関市大学町2丁目1-1	083-252-1211 083-253-5091
山陽小野田市立山口東京理科大学図書館	41	11	山陽小野田市大学通1-1-1	0836-88-4512 0836-88-4513
徳山大学附属図書館	190	25	周南市学園台843-4-2	0834-28-5394 0834-28-8977
宇部フロンティア大学附属図書館	29	5	宇部市文京台2丁目1-1	0836-38-0524 0836-38-0602
梅光学院大学図書館	330	67	下関市向洋町1-1-1	083-227-1040 083-227-1041
東亜大学附属図書館	143	-	下関市一の宮学園町2-1	083-257-5111 083-257-5195
至誠館大学附属図書館	78	14	萩市椿東浦田5000	0838-24-4081 0838-24-4093
山口学芸大学(山口短期大学附属図書館)	-	-	山口市小郡みらい町1-7-1	083-972-2880 083-972-4145
岩国短期大学附属図書館	-	-	岩国市尾津町2-24-18	0827-31-8141 0827-31-8143
山口芸術短期大学図書館	53	7	山口市小郡みらい町1-7-1	083-972-2880 083-972-4145
山口短期大学附属図書館	38	3	防府市大字台道字大繁枝1346-2	0835-32-0138 0835-32-0149
宇部フロンティア大学短期大学部図書館	89	7	宇部市文京町5-40	0836-35-9519 0836-34-6595
下関短期大学図書館	38	1	下関市桜山町1-1	083-223-5340 083-223-5340
計	3,393	691		

【資料出典:日本の図書館2017】 蔵書数は2017年3月31日現

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定す

るよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【平成30年4月20日閣議決定】

#### はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要と考えられる施策を行うまでの取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

#### 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

##### I 子供の読書活動に関する取組の現状

###### 1 家庭・地域における取組

- (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成23年：3,274館、平成27年：3,331館）。
- (2) 児童室を有する図書館が増加した（平成23年：2,059館、平成27年：2,119館）。
- (3) 児童用図書の貸出冊数が増加した（平成22年度：約1億7,956万冊、平成26年度：約1億8,773万冊）。
- (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している（平成23年：2,311館、平成27年：2,316館）。
- (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）導入率が上昇した（平成23年：87.0%、平成27年：88.8%）。

###### 2 学校等における取組

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した（平成24年：小学校96.4%，中学校88.2%，高校40.8%，平成28年：小学校97.1%，中学校88.5%，高校42.7%）。
- (2) 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成24年：小学校99.6%，中学校98.4%，高校95.9%，平成28年：小学校99.3%，中学校98.3%，高校96.1%）。なお、11学級以下の学校においては発令が増加傾向にある（平成24年：小学校23.9%，中学校27.4%，高校25.3%，平成28年：小学校28.7%，中学校33.5%，高校35.7%）。

- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成24年：小学校47.8%，中学校48.2%，高校67.7%，平成28年：小学校59.2%，中学校58.2%，高校66.6%）。
- (4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の2015年調査では2012年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している（2006年調査：498点・12位／30か国、2009年調査：520点・5位／34か国、2012年調査：538点・1位／34か国、2015年調査：516点・6位／35か国）。

## II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

### 1 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号。以下「改正法」という。）が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…（略）…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これから学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るために、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成20年6月に図書館法（昭和25年法律第118号）が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」という。）に対する各公立図書館の対応等については、平成27年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」（文部科学省）を行い、平成28年3月に報告書が取りまとめられた。

### 2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

### 3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与える可能性がある例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており（平成26年度：小学生17.1%，中学生41.9%，高校生90.7%，平成27年度：小学生23.7%，中学生45.8%，高校生93.6%，平成28年度：小学生27.0%，中学生51.7%，高校生94.8%，平成29年度：小学生29.9%，中学生58.1%，高校生95.9%），個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになっている。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴である。

## 第2章 基本の方針

### I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることができます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%，中学生は16.4%，高校生は53.2%であった。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%，中学生15.0%，高校生50.4%であった。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

### II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児

期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態があることに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらについて、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

### 第3章 子供の読書活動の推進体制等

#### I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%、町村70%以上とすることを目標としていた。しかし、市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は、市88.6%、町村63.6%であり、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされていると考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

#### II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず

福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

### III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例（読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市100%、町村70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。

## 第4章 子供の読書活動の推進方策

### I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のようない傾向があるとの指摘を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようにになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出でてくる場合がある。

### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## II 家庭における取組

### （1）家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

### （2）家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国ホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

### III 地域における取組

#### 1 図書館

##### (1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

##### (2) 図書館における読書を支援する取組

###### ① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成27年現在3,331館であり、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は100%、市立は98.4%であるが、町立は61.5%，村立は26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

###### ② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイントの拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

###### ③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができる。平成27年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は91.2%，子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は88.8%である。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

###### ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

#### ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るもの、録音図書を所有する図書館は20.2%、点字図書等を所有する図書館は39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

#### ⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

#### ⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

#### ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

#### ⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### （3）連携・協力

#### ① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境

整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

## ② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

## (4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

### ① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

### ② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るために、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2 その他

### (1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と

大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることが多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動供する取組の実施に努めることが望ましい。

### (4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

### (5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

## IV 学校等における取組

### 1 幼稚園、保育所等

#### (1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

#### (2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

### 2 小学校、中学校、高等学校等

#### (1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

## (2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

### ① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話を（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることができている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

### ② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

## (3) 学校図書館

### ① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これから学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られること

が重要である。

## ② 学校図書館の取組

### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準

（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成28年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%））を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通

じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

#### (4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

##### ① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

##### ② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るために、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%））、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行なうことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進すること

とが適切である。

### ③その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

## (5)連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

## V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考え方を見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

### ・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

### ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

### ・お話し（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

### ・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

### ・アニマシオン

読書へのアニマシオンとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

### ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

### ・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

## VI 民間団体の活動に対する支援

### 1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約9,000のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

### 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

## VII 普及啓発活動

### 1 普及啓発活動の推進

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

#### (2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。  
このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

## 2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての关心と理解を深める。

### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である（学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人）。

### (2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

#### 4 山口県子ども読書活動推進協議会の状況

##### (1) 第3次計画策定以降の山口県子ども読書活動推進協議会の開催状況

開催月日	場所	会議概要
H27. 11. 17	県庁	第3次計画の進捗状況について意見交換
H28. 11. 11	県庁	第3次計画の進捗状況について意見交換、効果的な取組について協議
H30. 2. 14	県庁	現状の取組、成果と課題について協議

##### (2) 平成30年度山口県子ども読書活動推進協議会の開催状況

本計画の策定にあたり、3回の会議を開催し、広範な御意見を伺いました。

開催月日	場所	会議概要
H30. 6. 19	県庁	骨子案協議
H30. 10. 4	県庁	素案協議
H31. 1. 31	県庁	最終案協議

##### (3) 平成30年度委員

区分	所属・役職等	氏名
学識経験者	山口県立大学・学術情報センター所長	安光 裕子
学校等 関係者	野田学園幼稚園・副園長	山下 溫子
	山口市立島地小学校・教諭	牛見沙也香
	山口市立徳地中学校・教諭	沼 千裕
	県立周防大島高等学校・教諭	河田 久美
	県立周南総合支援学校・教諭	金平 佳子
公立図書館 関係者	山陽小野田市立中央図書館・館長	山本 安彦
民間読書 団体	“ぶどうの木”－山口市子ども読書ネットワーク・代表	中村 佳恵
	お話の出前 ジョイントネット萩“草の芽”・代表	有田真美子
	絵本の読みあいグループ・代表	村岡 一葉
保護者団体	山口県PTA連合会・広報委員長	川崎 裕美
	山口県地域活動連絡協議会・副会長	安光真裕美

## 5 推進計画関係部課

分類	所属	電話番号	FAX番号	Eメールアドレス
総務部	学事文書課	(083) 933-2138	(083) 933-2137	a10400@pref.yamaguchi.lg.jp
	障害者支援課	(083) 933-2765	(083) 933-2779	a14100@pref.yamaguchi.lg.jp
健康福祉部	こども・子育て応援局 こども政策課	(083) 933-2747	(083) 933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
	教職員課	(083) 933-4624	(083) 933-4559	a50200@pref.yamaguchi.lg.jp
	義務教育課	(083) 933-4600	(083) 933-4609	a50900@pref.yamaguchi.lg.jp
	高校教育課	(083) 933-4627	(083) 933-4619	a50300@pref.yamaguchi.lg.jp
教育庁	特別支援教育推進室	(083) 933-4615	(083) 933-4619	a503001@pref.yamaguchi.lg.jp
	社会教育・文化財課	(083) 933-4650	(083) 933-4669	a50400@pref.yamaguchi.lg.jp
	県立山口図書館 (子ども読書支援センター)	(083) 924-2111	(083) 932-2817	a50401@pref.yamaguchi.lg.jp